

## 正 誤 表

「NiCE 看護管理学（改訂第2版 第5刷）」

下記の箇所に誤りがございました。謹んでお詫びし訂正いたします。

頁	該当箇所	誤	正
6	本文下から4行目	③ <u>独占的業務</u> ：保健師，助産師，看護師，准看護師 ともに名称と業務の独占が	③ <u>独占的権限</u> ：保健師には名称の独占が，助産師， 看護師，准看護師には名称と業務の独占が
15	本文9-11行目	1992年, 2人の社会学研究家（グリック [Gulick YL] とアーウィック [Urwick YL], 米国のフランクリン・ ルーズベルト (Roosevelt FD) 大統領の非公式なア ドバイザー) とファヨール (Fayol) が7つの頭文字 を使ってマネジメント過程について提示した.	1937年, 2人の社会学研究家（グリック [Gulick YL] とアーウィック [Urwick YL], 米国のフランクリン・ ルーズベルト (Roosevelt FD) 大統領の非公式なア ドバイザー) はファヨール (Fayol) が示した経営者 の7つの職務の頭文字を使ってマネジメント過程につ いて提示した.
90	本文2行目	=在院患者延べ数÷	=在院患者延べ日数÷
91	本文2行目	在院患者延べ数÷実働病床数 <sup>*2</sup> ×100	在院患者延べ数÷実働病床数 <sup>*2</sup> ÷365×100
92	本文7行目	損益分岐点とは	損益分岐点患者数とは
127	本文下から4行目	診療報酬は毎年改定されるため，	定期・臨時あわせると診療報酬や薬価は毎年 <u>のよう</u> <u>に</u> 改定されるため，
211	本文2行目	一 療養の給付並びに入院時食事療養費， <u>特定療養</u> <u>費</u> ，療養費，訪問看護療養費及び移送費の支給	一 療養の給付並びに入院時食事療養費， <u>入院時生</u> <u>活療養費</u> ， <u>保険外併用療養費</u> ，療養費，訪問看護療 養費及び移送費の支給
〃	本文9行目	七 家族埋葬費の支給	七 家族埋葬料の支給
〃	本文11行目	九 高額療養費の支給	九 高額療養費及び高額介護合算療養費の支給
221	本文下から6行目	審議会である.	審議会等である.
〃	本文下から3行目 から始まる段落	厚生労働省の審議会は，基本的な政策を審議する <u>2</u> <u>つの審議会</u> （社会保障審議会および厚生科学審議	厚生労働省の審議会等には，基本的な政策を審議す る社会保障審議会， <u>厚生科学審議会</u> や，行政の執行

		会)と、行政の執行過程における基準の作成、行政処分、不服審査等にかかわる事項を審議する <u>6つの審議会</u> ( <u>疾病・障害認定審査会、薬事・食品衛生審議会、中央社会保険医療協議会、医道審議会、援護審査会、社会保険審査会</u> )の、 <u>合わせて8つの審議会</u> がある。	過程における基準の作成、行政処分、不服審査等にかかわる事項を審議する <u>疾病・障害認定審査会、薬事・食品衛生審議会、中央社会保険医療協議会、医道審議会、援護審査会、社会保険審査会</u> などがある。
253	本文3行目	この中の⑦に示されている	この中の④、⑤に示されている
〃	本文6行目	条件の中の「 <u>⑥職務活動において自律性を有すること</u> 」という点である。	条件の中の②、 <u>職務活動において「自律性」</u> を有するという点である。
261	本文16行目	支援すること <sup>㉔</sup> が、	支援すること <sup>㉔</sup> が、
〃	本文下から17行目	時代といわれ <sup>㉕</sup> 、	時代といわれ <sup>㉕</sup> 、
〃	本文下から11行目	だろうか <sup>㉖</sup> 。	だろうか <sup>㉖</sup> 。
〃	本文下から2行目	いわれている <sup>㉗</sup> 。	いわれている <sup>㉗</sup> 。

2022年9月7日  
株式会社南江堂